

令和7年3月27日

一宮市教育委員会専決規則の一部を改正する規則をここに公布する。

一宮市教育長 高 橋 信 哉

一宮市教委規則第1号

一宮市教育委員会専決規則の一部を改正する規則

一宮市教育委員会専決規則(昭和51年一宮市教委規則第11号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
第3条 教育センター所長は、次に掲げる事項を専決することができる。 (1) 略 (2) 所属専任課長の日帰り出張並びに宿泊を要する県内並びに一宮市職員旅費額条例(昭和23年一宮市条例第65号)別表第2に規定する県外及び鉄道100キロメートル未満の県外に係る出張並びに所属課長補佐以下の職員の出張に関すること。 2・3 略 別表(第2条関係) 【別記 参照】	第3条 略 (1) 略 (2) 所属専任課長の_____出張及び_____ _____ _____ _____ 所属課長補佐以下の職員の出張に関すること。 2・3 略 別表(第2条関係) 【別記 参照】

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

【別記】

現行

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
略					
出張命令	部長の出張命令、次長の宿泊を要する県外(一宮市職員旅費額条例別表第2に規定する県外及び鉄道100キロメートル未満の県外を除く。)出張命令	○			

改正案

事務の種類	専決事項	教育長	部長	課長	その他
略					
出張命令	部長の出張命令	○			

付 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。